

職務内容書

全国健康保険協会 理事（企画担当）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

全国健康保険協会は、保険者として健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の利益の実現を図ることを基本使命としています。

本ポストは、理事長を補佐し、当協会の重要な経営方針の立案に参画するとともに、企画部の業務を統括し、当協会が保険者機能の強化を進めていく中で、当協会の運営方針及び事業計画の企画、保険料率の算定等の財政管理、医療費適正化対策の推進等に取り組み、関係機関との折衝・調整を行うポストです。

このため、医療保険制度についての知識・経験を有し、事業戦略の企画立案及び関係機関との調整ができる能力を有するとともに、国民からの当協会への信頼を確保するため、経営改革にリーダーシップを発揮して取り組むことのできる意欲と能力のある人材を求めています。

1. 機関名 : 全国健康保険協会

（法人の業務概要）

全国健康保険協会は、平成20年10月に健康保険法に基づき設立された法人であり、公的医療保険制度の中で、中小企業等の従業員とそこご家族が加入する健康保険を運営する保険者として、加入者及び事業主の意見に基づく自主自律の運営、信頼の得られる公正で効率的な運営、質の高いサービスの提供、被用者保険の最後の受け皿としての健全な財政運営を基本とした保険運営を実施している。

2. ポスト：理事（企画担当） 1ポスト1名

（任期 3年：平成29年10月1日～平成32年9月30日）

3. 職務内容

常勤の理事として、当協会全体の業務処理状況を常に掌理し、当協会の重要な経営方針の立案に参画するとともに、常に経営改革に向けた意識を持って、健康保険法、定款及び運営委員会の議決等に基づき、理事長を補佐し、企画担当として健全な運営管理を執行するため、主に次の業務をつかさどる。

- ・ 運営方針及び事業計画の企画、医療費適正化対策の総合的な推進に関すること。
- ・ 保険者協議会中央連絡会その他関係省庁・団体等との連絡調整に関すること。
- ・ 都道府県単位保険料率の算定等の財政収支・財政検証に関すること。
- ・ 医療費分析等の調査、研究及び広報に関すること。

4. 必要な資格・経験

- ・ 原則として65歳までとする。
- ・ 当協会の理念・使命に即した経営改革を実施していくに当たっての強い意欲が認められるとともに、それらの改革を的確に実施していくことができる経験・能力を有していること。
- ・ 当協会の事業戦略を策定・実施する上での企画力に富むとともに、関係機関との折衝・調整を行うことができる経験及び能力を有していること。
- ・ 中立性・公平性を確保し、利害関係者との誤解を招くような接触を慎むことができるなど人格高潔で高い倫理観を有していること。
- ・ 医療保険制度全般における十分な知識を有していること。
- ・ 多様な人材を登用する観点から、行政実務経験、行政機関との調整力については、国家公務員経験者が有利となるため、特に考慮しない。

5. 勤務条件

- ・ 勤務形態 : 常勤
- ・ 勤務地 : 全国健康保険協会本部（東京都千代田区九段北 4-2-1）
- ・ 勤務時間等 : 役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・ 給与 : 約1,600万円（役員報酬規程に基づき支給）
- ・ 福利厚生 : 健康保険、厚生年金、介護保険、健康診断（人間ドック受診の場合は費用補助）
- ・ その他 : 法人の規程等に定めるところによる。

6. 選考方法

公募により以下のとおり選考します。

- (1) 一次選考 : 「履歴書」及び「自己アピール文書」による書類選考
- (2) 二次選考 : 外部有識者からなる選考委員会による面接審査
- (3) 外部有識者からなる選考委員会の審議を経て理事長が任命

7. 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を簡易書留により郵送又は直接持参してください。

郵送の場合は、封筒の表に「全国健康保険協会（企画担当理事）応募」と朱書

きしてください。

なお、提出された書類につきましては、返却いたしません。

○履歴書（J I S規格履歴書に写真を貼付の上、応募動機、学歴、職歴、資格等の必要事項を詳細に記載してください。）

○自己アピール文書（A 4横書きで2枚以内。4. に記載の必要な資格・経験を踏まえて、自らの知識・経験を当協会での職務にどのように活かしていくか、自らがこのポストに適任であることをポイント毎に簡潔にまとめること。）

(2) 送付先

〒102-8575 東京都千代田区九段北4-2-1 市ヶ谷東急ビル9階
全国健康保険協会 総務部 総務人事グループ

(3) 応募期限

平成29年7月31日（月）必着

8. 欠格事項等

健康保険法の役員欠格条項等に該当する場合は、役員となることはできません。
なお、応募の段階での要件ではありません。

（役員欠格条項）

第7条の13 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員兼職禁止）

第7条の15 役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

9. その他

- (1) 提出された書類等の個人情報については、本選考以外に使用いたしません。
- (2) 総務担当理事と企画担当理事に同時に応募することはできません。同時に応募された場合、双方の応募とも無効とさせていただきます。

10. 問い合わせ先

全国健康保険協会本部 総務部総務人事グループ
（電話 03-5212-8212）